改正後	改正前
三　特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合	三　特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）［号を加える。］
四　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合	三　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合
五・六　［略］	四・五　［同上］
3　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	3　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合	二　前項第四号に該当する場合
［号を削る。］	三　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（計算期間の特例）	（計算期間の特例）
第十八条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第十八条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　元本補塡付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第二十条第一項第一号の二、第六号、第七号及び第九号、第二十三条第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号、第二十六条、第三十四条第一項第三号並びに第三十五条第一項第三号において同じ。）からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合	五　元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第二十条第一項第一号の二、第六号、第七号及び第九号、第二十三条第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号、第二十六条、第三十四条第一項第三号並びに第三十五条第一項第三号において同じ。）からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合
（信託財産状況報告書の記載事項等）	（信託財産状況報告書の記載事項等）
第十九条　［略］	**第十九条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、第二十条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	5　信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、第二十条各号に該当するときは、この限りでない。
［6・7　略］	［6・7　同上］
（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）	（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）
第二十条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第二十条**　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　元本補塡付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合	六　元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合
［七～九　略］	［七～九　同上］
十　受益証券発行信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合	十　受益証券発行信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
2　［略］	2　［同上］
（届出事項）	（届出事項）
第三十九条　法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第三十九条**　［同上］
一　代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代	［号を加える。］